

白老町転入ガイドブック

WELCOME TO SHIRAOI



イランカラプテ

「こんにちは」からはじめよう。

白老町へようこそ！

このガイドブックは、白老町に転入されてきた皆さんに白老町の概要・転入の手続き・各種の役場の届出などについて知っていただくために作成したものです。

令和6年4月

白 老 町



転入されるみなさまへ

ようこそ 白老町へ！

白老町長 大 塩 英 男

イランカラッテ（こんにちは）、白老町長 大塩 英男です。
このたびは、白老町に転入していただきありがとうございます。
私からまちの魅力とまちづくりについて紹介させていただきます。

当町は、夏は涼しく、冬の積雪も少なく、北海道では温暖で過ごしやすい気候が魅力のまちです。このような四季と豊かな自然の中で、豊富な山海の幸に恵まれた美味の宝庫となっています。特に白老牛は、2008年に開催された「北海道洞爺湖サミット」にも利用され、各国の首脳から高い評価を得ました。この最高級の黒毛和牛をはじめ、虎杖浜たらこやシイタケなどとともに「食材王国しらおい」のブランドとして広く国内に出荷されています。

2020年には、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとしてウポポイ（民族共生象徴空間）が整備され、新たに国立アイヌ民族博物館やアイヌの生活文化習慣に触れる国立民族共生公園、アイヌの先人を慰霊する施設が誕生しました。町では、この象徴空間整備を契機に、独自の文化や自然・歴史などの理解普及、様々な経済活動の連携・協力、郷土愛や生きる力の醸成など、あらゆる活動をとおして支え助け合い、信頼関係の中で共に生き、明るい未来を共に創っていく「多文化共生のまち」を目指しています。

その取組みをとおして町民の皆さまが将来にわたり安全・安心で暮らしやすく、白老町に住んでよかったと思える「まちづくり」を進めてまいりますので、今後ともご支援ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

目 次

1 転入手続き一覧 ……	1	12 高齢者の相談窓口・介護予防 ……	19
2 役場庁舎ほか行政機関 ……	2	13 医療費助成 ……	20
3 住民登録 ……	6	14 障がいのある方の制度 ……	22
4 戸籍の届出 ……	8	15 各種健診・検診 ……	23
5 印鑑登録 ……	9	16 児童手当・児童扶養手当 ……	24
6 パスポート ……	11	17 保育園・認定こども園 ……	25
7 各種税証明 ……	12	18 小学校・中学校・高等学校 ……	26
8 国民年金 ……	13	19 児童館・放課後児童クラブ ……	28
9 国民健康保険 ……	14	20 ごみ・リサイクル・飼育犬 ……	29
10 後期高齢者医療保険 ……	16	21 上水道・下水道 ……	31
11 介護保険 ……	17	22 白老町の概要 ……	33
		23 白老町の公共施設・病院 ……	38

対象となる方	必要な手続き	白老町の担当窓口
転入するすべての方	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地で発行された転出証明書を持って転入届を提出してください。 ※住民基本台帳カード、マイナンバーカードにより手続きされた方は、必ずカードを持参してください。 ※住民基本台帳カード、マイナンバーカードに新住所を書きますのでカードを持参願います。 	役場 町民課 戸籍グループ ☎82-2674
国民年金を受給（加入）している方	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書（年金手帳又は基礎年金番号通知書）を持って住所変更の手続きをしてください。 	役場 町民課 国保年金グループ ☎82-2325
国民健康保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険加入・適用開始の手続きをしてください。 	役場 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325
後期高齢者医療を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地で発行された負担区分証明書（道外からの転出者のみ）と後期高齢者医療被保険者証、印鑑、銀行口座の分かるものを持って住所変更の手続きをしてください。 	役場 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325
乳幼児等、重度心身障がい者、ひとり親家庭等で医療助成を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証を持って受給者証の手続きをしてください。（重度心身障がい者：障害者手帳必要） 	いきいき4・6 高齢者介護課介護保険グループ ☎82-5560
介護保険：要介護認定を受けている（申請中も含む）	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地で発行された受給資格証明書を持って介護保険の手続きをしてください。 	いきいき4・6 健康福祉課福祉支援グループ ☎82-5541
障害者手帳・療育手帳・自立支援医療（精神）受給者証のお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 手帳、受給者証、マイナンバーカード又は通知カードを持参して居住地変更の手続きをしてください。 	いきいき4・6 健康福祉課福祉支援グループ ☎82-5541
18才未満の方	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地の予防接種状況報告届の手続きをしてください。（母子手帳をご持参ください） 	いきいき4・6 健康福祉課健康推進グループ ☎82-5541
妊産婦の方	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地の妊婦健康診査受診券と母子手帳を持参し手続きをして下さい。 	いきいき4・6 健康福祉課健康推進グループ ☎82-5541
保育園・認定こども園の利用を希望する方	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込の手続きをしてください。 	いきいき4・6 子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021
放課後児童クラブの利用を希望される方	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込の手続きをしてください。 	いきいき4・6 子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021
児童手当を受けている方（公務員等共済組合加入者を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証、銀行口座の分かるものを持って手続きをしてください。 	教育委員会 学校教育課 学校教育グループ ☎85-2022
小学校・中学校にお子さまがいる方	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地の学校で発行された在学証明書等を転入届の写しと一緒に教育委員会に提出してください。 	教育委員会 学校教育課 学校教育グループ ☎85-2022
水道の利用を始める方	<ul style="list-style-type: none"> 水道の利用を始める手続きをしてください。（電話でも可） 	役場 上下水道課 業務グループ ☎82-2562
ゴミの分別方法	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ゴミの収集カレンダー等を受け取り分別と排出方法について説明を受けてください。 	役場 生活環境課 環境グループ ☎82-2265
犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録変更（転入）の手続きをしてください。 前住所地で登録した時の鑑札を持参してください。（なくても手続き可） 	役場 生活環境課 町民生活グループ ☎82-2265

転入に伴い、いろいろな手続きが必要になりますが、白老町では主な行政機関が3ヶ所に分散して設置されています。それぞれ手続きによって場所が違いますので注意が必要です。

●役場庁舎、総合保健福祉センター（いきいき4・6）、教育委員会

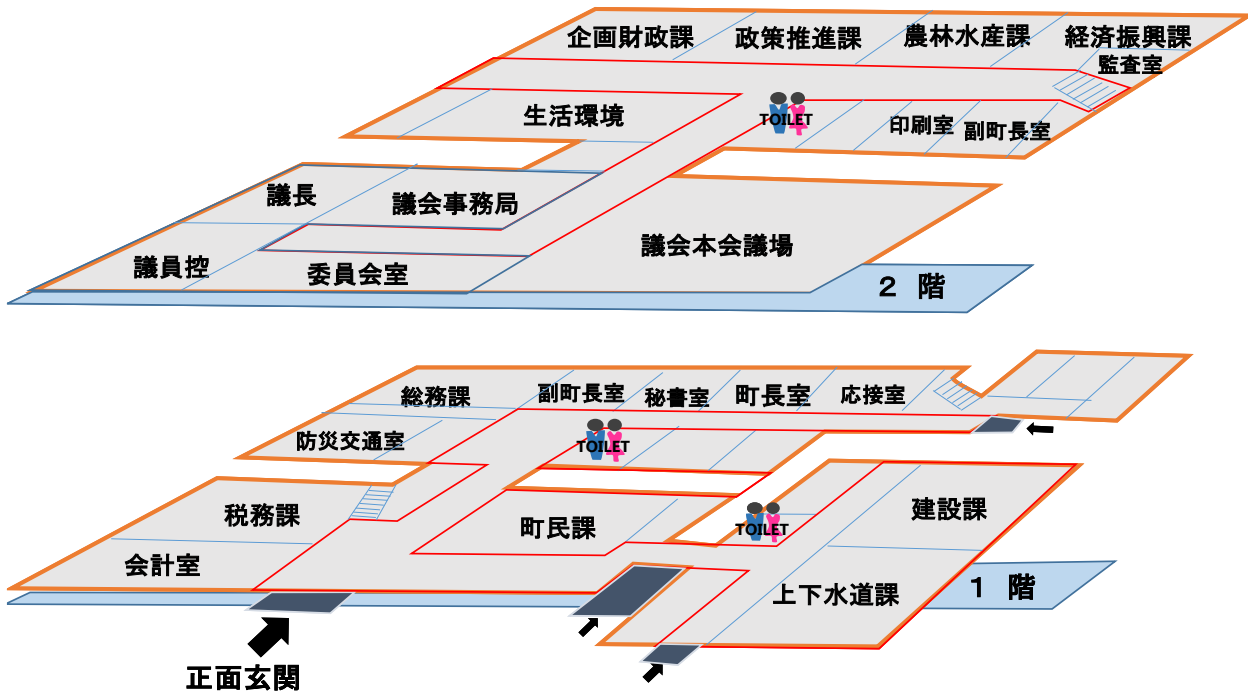


位置	機 関 名	住 所	代表電話番号
Ⓐ	白老町役場庁舎	白老町大町1丁目1番1号	☎82-2121
Ⓑ	白老町総合保健福祉センター (いきいき4・6) 健康福祉課 子育て支援課 高齢者介護課	白老町東町4丁目6番7号 白老町総合保健福祉センター内 (いきいき4・6) ※役場からの距離は約1.4km	各 課 直通電話
Ⓒ	白老町教育委員会 学校教育課 生涯学習課	白老町本町1丁目1番1号 白老町中央公民館・白老コミセン内 ※役場北側のJR線路向い200m	各 課 直通電話

●役場庁舎の配置図



開庁・閉庁時間	午前8時30分（開庁時間） 午後5時15分（閉庁時間）
閉 庁 日	土曜日、日曜日及び祝日 12月29日から1月3日まで



●役場庁舎1階の配置課

※ 代表電話がわかりづらい場合がありますので各課直通電話（ダイヤルイン）をご利用下さい。

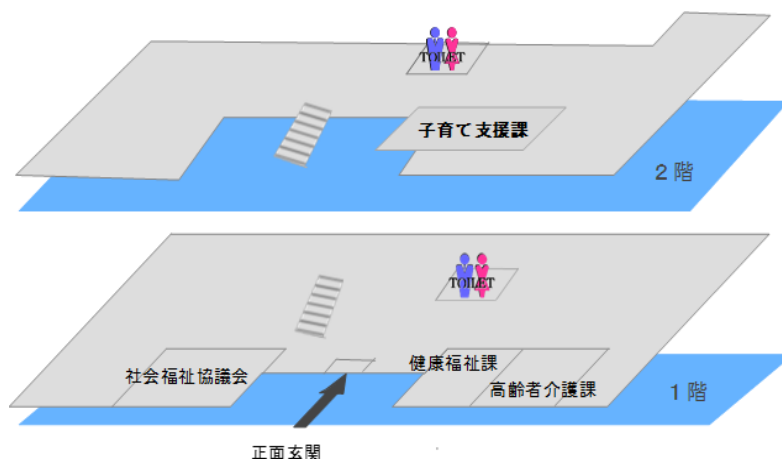
課 名	業 務 の 内 容	直通電話	FAX
総 務 課	表彰、秘書業務、法規、職員人事、給与、情報化推進、行政改革、行政評価、情報公開 ほか	☎82-4277	82-4391
	防災交通室	防災、災害対策、危機管理 交通安全 ほか	
町 民 課	出生届、死亡届、婚姻届、転入・転出届、戸籍・住民票、マイナンバーカード ほか	☎82-2674	82-5574
	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、医療費助成 ほか	☎82-2325	
税 務 課	町民税・固定資産税等課税及び徴収、納税相談、税に関する諸証明 ほか	☎82-2659	
会 計 室	公金管理、経理事務、指定金融機関 ほか	☎82-2724	
建 設 課	町道、普通・準用河川等の整備・維持管理・占用、開発許可、都市公園等の整備・占用・維持管理、建築確認、	☎82-4215	82-6116
上下水道課	水道の料金・施設整備、下水道の料金・施設整備 ほか	☎82-2562	

●役場庁舎2階の配置課

※ 代表電話がかかりづらい場合がありますので各課直通電話（ダイヤルイン）をご利用下さい。

課名	業務の内容	直通電話	FAX
生活環境課	町民生活相談、消費生活、環境・公害対策、ごみ収集、リサイクル、動物（ペット含む）、防犯灯、町内会、難視聴対策、火葬、墓園・墓地、福祉館 ほか	☎82-2265	
政策推進課	まちづくり活動センター、地域担当職員制度、地域公共交通、都市計画（計画部門）、病院改築推進 ほか	☎82-8213	
アイヌ政策推進室	アイヌ福祉、アイヌ文化振興・保存伝承、イオル再生事業、生活館 ほか	☎82-7739	
企画財政課	経営会議、企画調整・事業計画、総合計画、陳情、報道、統計、広聴活動、広報、予算編成・執行、町債、契約、財産管理、行政改革、行政評価、DX推進 ほか	☎82-2714	
経済振興課	商工業振興、砂利採取、計量、労働、観光、企業誘致、新エネルギー ほか	☎82-8214	
港湾室	港湾整備、港湾施設等管理、船舶入出港管理 ほか	☎84-2200	84-2201
農林水産課	農業振興、農業改良、畜産振興、林業振興、治山、緑化、水産振興、漁港 ほか	☎82-6491	
議会事務局	議会運営	☎82-6620	
監査委員室	監査事務	—	

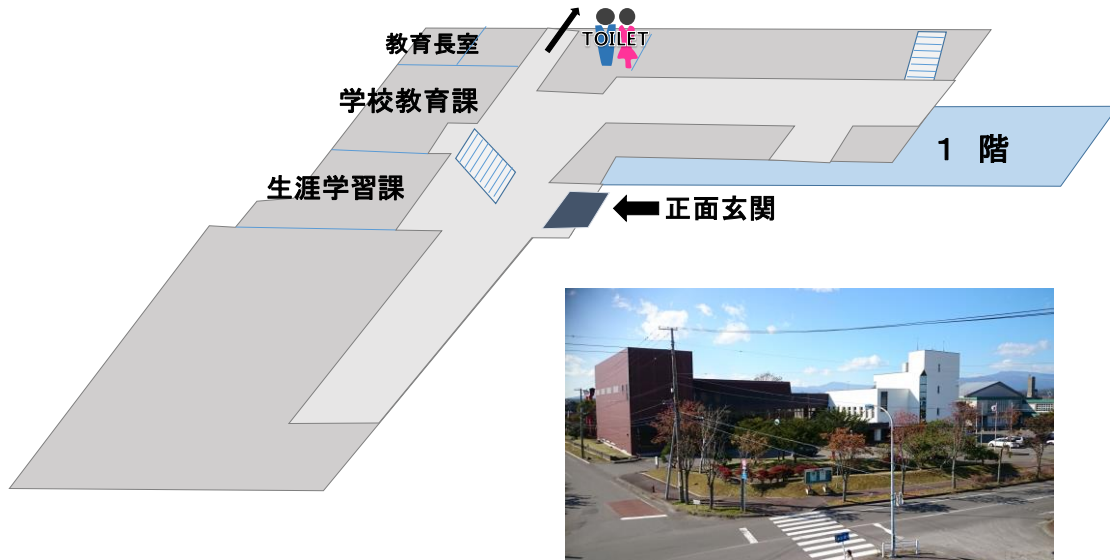
●白老町総合保健福祉センター（いきいき4・6）の配置図



※ 役場庁舎とは別の建物となっておりますので各課直通電話（ダイヤルイン）をご利用下さい。

課名	業務の内容	直通電話	FAX
健康福祉課	生活保護、障害者福祉、乳幼児健診・相談、予防接種、健康診査、がん検診、母子健康手帳 ほか	☎82-5541	
子育て支援課	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、児童手当、児童扶養手当 ほか	☎85-2021	82-5561
子育て世代包括支援センター	育児相談 ほか		
高齢者介護課	介護保険料、介護認定 ほか	☎82-5560	
地域包括支援センター	高齢者の相談、介護予防 ほか	☎82-5560	

●白老町中央公民館・白老コミセンの配置図



※ 役場庁舎とは別の建物となっておりますので各課直通電話（ダイヤルイン）をご利用下さい。

課名	業務の内容	直通電話	FAX
学校教育課	学校教育（小・中学校）、学校給食、教育委員会 ほか	☎85-2022	85-2024
生涯学習課	生涯学習、文化振興、スポーツ振興、青少年教育、文化財保護管理、社会教育・体育施設管理運営、図書館管理運営 ほか	☎85-2020	

●行政事務の一部を取り扱う郵便局

名称	所在地	電話番号	FAX
社台郵便局	字社台 55-5	☎82-2596	
萩野郵便局	字萩野 77-59	☎83-2900	
竹浦郵便局	字竹浦 33-4	☎87-2901	87-4222
虎杖浜郵便局	字虎杖浜 47-2	☎87-2278	87-4414

※ 上記の郵便局では、役場各課で行う手続きの一部の事務の受付・交付ができます。

取扱時間	午前9時～午後5時
取扱できない日	土曜日・日曜日及び祝日、年末年始日（12月29日～1月3日）
主な取扱業務	① 住民票・戸籍関係の証明書の交付 ② 印鑑証明書の交付 ③ 所得・課税・納税証明書の交付 ④ 役場窓口へ提出する各種の申請書の受理 ⑤ 図書館から貸し出しを受けた図書のリターン

注）役場出張所は令和5年3月31日で廃止されております。

白老町に住んでいることを届け出ること、白老町の住民基本台帳に記録され、白老町民となります。

代理人が手続きする場合は、委任状が必要となる方もおりますので事前にご確認ください。

●転入届（他の市区町村→白老町）

- ① 持参物
 - ・ 転出証明書（前住所地で交付）又は住民基本台帳カード・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
 - ・ 国民年金手帳（加入者のみ）
 - ・ 介護保険受給資格証明書（前住所地で認定済の方のみ）
 - ・ 後期高齢者医療負担区分証明書（該当の方のみ）
 - ・ 在留カード等（外国人の方のみ）
- ② 届出期間
白老町へ転入した日から 14 日以内
- ③ その他の手続き（対象の方へ案内）
 - ・ 児童手当の申請（子育て支援課）
 - ・ 医療費受給者証の交付申請（町民課）
 - ・ 妊婦健康診査受診券の交付を受けている方は、受診券の交付手続き（健康福祉課）
（注）前住所地の受診券は使用できません
 - ・ 小学校、中学校の転入学手続き（学校教育課）



●転出届（白老町→他の市区町村）

- ① 持参物
 - ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
 - ・ 印鑑登録証（お持ちの方のみ）
 - ・ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
 - ・ 介護保険被保険者証（お持ちの方のみ）
 - ・ 後期高齢者医療被保険者証（お持ちの方のみ）
 - ・ 医療費受給者証（お持ちの方のみ）
- ※ 転出手続きが完了した時点で、転出証明書を交付しますので、その証明書を持って転入先の市区町村で転入手続きを行ってください。（住民基本台帳カード又はマイナンバーカードをお持ちの方には転出証明書の交付はありません。）
- ② 届出期間
引っ越す前に手続きをしてください。（引越日 14 日前から手続きできます。）
- ③ その他の手続き（対象の方へ案内）
 - ・ 児童手当の消滅届（子育て支援課）
 - ・ 医療費受給者証の喪失届（町民課）
 - ・ 小学校、中学校転校手続き（学校教育課）



●転居届（白老町内の住所異動）

- ① 持参物
 - ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
 - ・ 住民基本台帳カード・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - ・ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
 - ・ 国民年金手帳（加入者のみ）
 - ・ 介護保険被保険者証（お持ちの方のみ）
 - ・ 後期高齢者医療被保険者証（お持ちの方のみ）
 - ・ 医療費受給者証（お持ちの方のみ）
 - ・ 在留カード等（外国人の方のみ）
- ② 届出期間
引っ越した日から14日以内
- ③ その他の手続き（対象の方へ案内）
 - ・ 医療費受給者証の変更届（町民課）
 - ・ 小学校、中学校の転入学（学区が変わる場合）手続き（学校教育課）

●その他の住民異動届

世帯主変更、世帯分離、世帯合併、世帯構成変更の届があります。



●住民票の写しの交付申請（請求）

本人または同一世帯の方が、交付申請書に記入の上、

町民課及び、社台・萩野・竹浦・虎杖浜の各郵便局で取得することができます。

代理人による申請の場合は、委任状が必要です。第三者からの請求の場合は、具体的な請求理由の記載が必要です。請求理由がプライバシーの侵害などにつながる場合は、交付をお断りする場合があります。（疎明資料も必要になりますので事前に確認願います。）

尚、郵便局では代理人による申請はできません。

※ 住民票（世帯全員）は1枚に4人まで記載でき、変更の履歴の住民票が必要な場合は、1枚に1人が記載される「個人票（世帯一部）」を請求してください。

●住民票・戸籍関係の証明書一覧

請求するもの	手数料／1通
住民票（写し）	400円
世帯の全員	
世帯の一部	
除かれた住民票	
戸籍	450円
謄本（全部事項証明）	
抄本（個人事項証明）	
除籍（改製原戸籍）	750円
謄本（全部事項証明）	
抄本（個人事項証明）	
身分証明書	400円
戸籍附票	400円
除籍附票	400円
※戸籍電子証明書提供用識別符号	400円
※除籍電子証明書提供用識別符号	700円

※令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等を請求できるようになりました。詳細はHPをご覧ください。

届出の際には、窓口に来られた方の本人確認を運転免許証やパスポート等でさせていただきます。

(土・日曜日、祝日、年末年始、業務時間外は窓口では受付できません。)

なお、土・日曜日、祝日、業務時間外は宿日直員で受付しお預かりします。審査は翌開庁日となります。審査後、届出人の方に連絡させていただく場合がありますので、必ず日中につながる電話番号を記入してください。

※届出前に記入内容等についてご相談ください。

■戸籍に関する主な届出

内 容		届出期間	届出する人	届出地	必要なもの
出生届		子が生まれた日から14日以内(生まれた日を1日目として起算)	子の父又は母	生まれたところ、本籍地または届出人の住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> 出生届(医師等の証明が必要) 母子手帳
死亡届		死亡した事実を知った日から7日以内	①同居の親族・同居していない親族 ②同居者・家主・地主・家屋管理人など (届出前に相談が必要)	死亡したところ、死亡者の本籍地または届出人の住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届(医師の診断書が必要) ※届書受付の際に、火葬場(斎場)の使用手続きも併せて行います。
婚姻届		届け出た日から効力を生ずる	夫及び妻になられる方	届出人の本籍地または住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻届 本人確認書類(免許証・マイナンバーカード)など
離婚届	協議離婚	届け出た日から効力を生ずる	夫及び妻	届出人の本籍地または住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> 離婚届 裁判離婚の場合は、調停調書、審判書謄本等の裁判所からの書類 本人確認書類(免許証・マイナンバーカード)など
	裁判離婚	調停・和解等の成立日または審判・判決確定日から10日以内	申立人(期間内に届出をしないときは、相手方も届出可能)		

※ このほか、養子縁組届、養子離縁届、転籍届、入籍届、認知届などがあります。

※ 不受理の申出(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知)については、事前にご相談ください。

●印鑑登録の申請

① 印鑑登録できる方

白老町に住民登録している15歳以上の方
(ただし、意思能力を有しない者を除く。)

② 登録できる印鑑

- ・ 住民基本台帳に記録されている「氏名」、「氏」、「名」(外国人住民の場合は「通称」でも可) で表されているもの
- ・ 一辺の長さが8mm以上25mm以下の正方形に収まるもの
- ・ 変形、き損しやすいものでないこと
(スタンプ印、ゴム印は不可)
- ・ 同じ印鑑を他の方が登録していないこと

③ 登録申請の際に必要なもの

- ・ 登録する印鑑
- ・ 印鑑登録申請書(窓口にあります。)
- ・ 運転免許証などの顔写真の貼付された官公署発行の本人確認書類
- ・ 代理権通知書
(代理人による申請の場合に必要です。)
- ・ 代理人の印鑑
(代理人による申請の場合に必要です。)

④ 登録料 400円

⑤ 印鑑登録申請の手順

◆ 本人による申請の場合

- (1) 窓口で申請手続き
- (2) 登録完了
印鑑登録証(カード)を交付

◆ 代理人による申請の場合

やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面(代理権通知書)を添えて代理人による申請ができます。

代理人による申請の場合は、照会書にて本人の意思確認を行うため、即日の登録はできません。

なお、成年被後見人の方は代理人による申請はできません。

- (1) (代理人が) 窓口で申請手続き
- (2) 照会(回答)書が住民登録している住所地へ送付されます
- (3) (本人が) 回答書に必要事項を自署の上、(代理人が) 申請期限内に再度窓口へ申請
- (4) 登録完了
印鑑登録証(カード)を(代理人に) 交付

●印鑑登録証を紛失したとき

印鑑登録証を紛失したときは、印鑑登録証紛失届の提出が必要となります。なお、印鑑登録証がないと印鑑登録証明書の交付は一切できませんので、現在の印鑑登録を廃止して、新たに再登録する必要があります。(印鑑登録証の番号が変わります。)

●印鑑登録を廃止するとき

次の場合は、印鑑登録を廃止する手続き（印鑑登録廃止申請書）が必要です。

- ・ 印鑑登録が不要になったとき
- ・ 登録している印鑑を紛失したとき

●印鑑登録証明書の請求

印鑑登録証明書が必要な場合は、窓口で印鑑登録証明書交付申請書に記入の上、交付を申請してください。

- ① 持参物
 - ・ 印鑑登録証（カード）

※印鑑登録証（カード）がない場合は、証明書の交付は一切できません。
- ② 交付手数料 1通につき400円

◆ 証明書等の 事前予約サービス ◆

平日に電話で予約をして、休日に警備室（9時から17時）で受け取ることができます。

- ① 住民票 → 本人か同一世帯の方
- ② 印鑑証明書 → 印鑑登録している本人のみ

窓口での本人確認について

住民票等の第三者による不正な取得や、住民異動等の虚偽の届出などが全国的に多発しており、白老町でも皆さんの大切な個人情報を守るため、平成17年10月から町民課窓口には手続きに来られた方の本人確認を実施しています。手続きの際には、本人確認できる書類として、次の①～③のいずれかの書類を提示してください。また、代理人の場合も同様に本人確認できる書類と委任状等の代理権を確認できる書類を提示してください。

本人確認書類

- ① 官公署が発行した顔写真付きの証明書類 …… 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳 等
- ② 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 等
- ③ 民間機関等が発行した顔写真付きの証明書類 …… 社員証、学生証 等

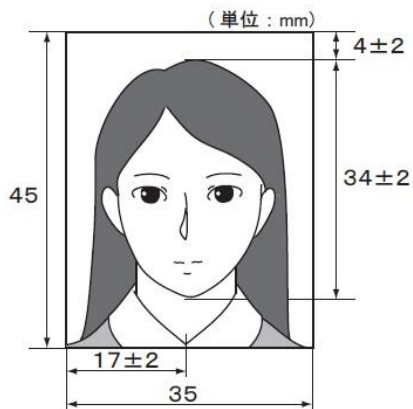
（注）①がない場合は②から2点又は②及び③から各1点の書類が必要です。

白老町に住民登録している方のパスポートの申請・交付は、町民課・戸籍グループの窓口で行っています。なお、パスポートの住所変更については届出の必要はありません。

●申請に必要なもの

- ・ 一般旅券発給申請書 1通
(町民課窓口にあります。)
- ※2018年(平成30年)10月1日から「ダウンロード申請書」による申請受付を開始しました。詳しくは外務省のホームページでご確認ください。
- ※5年用と10年用があります。
(未成年の方は5年用のみ)
- ・ 戸籍謄本 1通
(発行日から6か月以内のもの)
- ※有効期限内のパスポートをお持ちの方は戸籍謄本及び本人確認書類を省略できる場合があります。
- ・ 写真 1枚
- ・ 本人確認書類(運転免許証など)
- ・ パスポート(現在お持ちの方のみ)
- ※ 期限切れでもお持ちください。

旅券(パスポート)用写真規格



正面向き、無帽、無背景、縁なし、影なしで6か月以内に撮影されたもの(カラー・白黒のどちらでも可)

●手数料 (パスポート交付時に必要)

区分	収入印紙	道収入証紙	合計
10年用	14,000円	2,000円	16,000円
5年用	9,000円	2,000円	11,000円
申請時 12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効 期間同一	4,000円	2,000円	6,000円

※ 印紙・証紙の販売先

- ① 収入印紙 … 町内の各郵便局
- ② 北海道収入証紙
(ア) とまこまい広域農業協同組合 白老支所
(イ) いぶり中央漁業協同組合 本所・白老支所

●受付時間

月～金曜日 8:30 から 16:30 まで
(祝日、年末年始日を除く。)
交付時間は 17:00 まで

●申請から交付までの期間

土・日曜日、祝日を除いて11日間必要です。



●申請できる方

- ・ 本人または同一世帯の方
- ・ 委任されていることを証明することができる書類を持参している代理人

●申請時に必要なもの

(1) 本人が申請する場合

本人確認書類

(運転免許証、健康保険証など)

(2) 代理人が申請する場合

委任状、申請者(代理人)の本人確認書類

(3) 相続人が申請する場合

相続人を確認できる書類(戸籍謄本など)、申請者(相続人)の本人確認書類

(4) 法人で申請する場合

代表者印または委任状(代表者印の押印があるもの)、申請者の本人確認書類

(5) 銀行などで納税した直後に納税証明を申請する場合は上記のほかに、領収証書を持参してください。

●各種証明書及び交付手数料

証明の種類		単位	手数料通
1	所得・課税(非課税)証明書	単年度・1名	400円
2	納税証明書	単年度・1税目	400円
	軽自動車の車検用納税証明書(車検証の写し等が必要)	1台	無料
3	固定資産評価・公課・所有証明書(土地・家屋)	1筆・1棟	400円
4	固定資産評価通知書(登記用)	1筆・1棟	無料
5	《閲覧》土地台帳、家屋台帳、名寄帳、土地分筆図	1冊・1枚	400円
6	《謄写》名寄帳、土地分筆図	1枚	400円

白老町納税カレンダー

町税(科)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税			全期										
道町民税	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	特別徴収(給与)	毎月の給料から天引き											
	特別徴収(年金)	偶数月支給の年金から天引き											
固定資産税			1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税	普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	特別徴収(年金)	偶数月支給の年金から天引き											
介護保険料	普通徴収				1期	2期	3期	4期		5期		6期	
	特別徴収(年金)	偶数月支給の年金から天引き											
後期高齢者医療保険料	普通徴収				1期	2期	3期	4期		5期		6期	
	特別徴収(年金)	偶数月支給の年金から天引き											

※ 納期限は原則として各納期の月末ですが、月末が金融機関休業日の場合は、休業日の翌営業日が納期限となります。ただし、12月及び3月が納期月に限り25日が納期限となります。(25日が休業日の場合は、翌営業日となります。)

国民年金は、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。

●加入

20歳になると、国民年金への加入が義務づけられます。学生や自営業の方、お勤めをされている方も勤務先で厚生年金（共済年金）に加入していない方は国民年金への加入が必要です。

（加入種別）

- ・ 第1号被保険者：自営業や学生の方
- ・ 第2号被保険者：会社員や公務員の方
- ・ 第3号被保険者：会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方

●届出

次のような場合は14日以内に届出が必要です。必要書類を持参して手続きを行ってください。

- ① 会社などをやめたとき
…… 年金手帳又は基礎年金番号通知書、離職票（厚生年金保険資格喪失連絡票）
- ② 住所または氏名が変わったとき
…… 年金手帳又は基礎年金番号通知書
- ③ 海外に居住するとき・海外から帰国したとき
…… 年金手帳又は基礎年金番号通知書

●国民年金保険料

第1号被保険者または任意加入者が納める国民年金保険料は、日本年金機構から直接納付書が送付され、全国の金融機関等を通じて納付します。保険料は、年齢、性別、収入に関わらず全国一律の金額となります。

令和6年度国民年金保険料
月額16,980円

●保険料の免除制度

◆ 申請免除

国民年金保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予）制度があります。ただし、本人・配偶者・世帯主の前年所得の審査があります。免除の期間は、7月分から翌年6月分までです。4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、減額された保険料を納付しないと免除は無効（未納と同じ）になりますのでご注意ください。

◆ 法定免除

生活保護法による生活扶助や障害年金（2級以上）を受けている方は、国民年金法で定められた免除規定に該当するため、免除該当届の提出が必要です。

◆ 学生納付特例制度

学生で所得が少ないために国民年金保険料の納付が難しいときは、「学生納付特例」の制度があります。被保険者が国民年金法で定める学生（一部この制度の対象とならない学校があります。）の場合は、申請をして認められると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、4月から翌年3月までとなります。
※ 納付特例期間は、年金の受給資格期間にはなりません。追納しない限り、老齢基礎年金の受給額に反映されません。

※ 「学生納付特例」の申請は毎年必要です。

◆ 産前産後期間の免除制度

第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間です。

免除期間中は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆ 納付猶予制度

学生以外で50歳未満の一定以下の所得の方に対し、申請により保険料を後払いでできる制度です。ただし、本人と配偶者の前年所得の審査があり承認は年度（7月～翌年6月）ごとになります。原則毎年申請が必要となりますが、要件を満たす場合には、継続希望申請をすることにより申請を省略することができます。

国民健康保険（国保）には、会社の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方が加入します。国保は北海道と白老町が保険者となり運営しています。

病気やケガなどで医療費を負担しなければならぬときに、お互いが助け合うために所得や国保加入者数に応じた保険税を出し合い、医療費の負担を軽くする制度です。

●国保に加入するとき、やめるとき

届出は14日以内に行うことが必要です。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	転入したとき	マイナンバーカード
	会社等の健康保険をやめたとき	社会保険資格喪失証明書、マイナンバーカード
	子どもが生まれたとき	母子手帳、マイナンバーカード
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、マイナンバーカード
国保を止めるとき	転出したとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード、世帯主の通帳又はキャッシュカード
	会社等の健康保険に加入したとき	被保険者証、職場の健康保険証、印鑑、マイナンバーカード、世帯主の通帳又はキャッシュカード
	生活保護を受け始めたとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード、世帯主の通帳又はキャッシュカード
	死亡したとき	被保険者証、相続人の印鑑、マイナンバーカード、相続人の通帳又はキャッシュカード
その他	住所・氏名が変わったとき	被保険者証、マイナンバーカード
	世帯を一緒にするとき又は分けるとき	被保険者証、マイナンバーカード
	保険証をなくしたとき	マイナンバーカード
	修学で町外に転出するとき	被保険者証、在学証明書または学生証

※ マイナンバーカードの提示ができない場合、それに代わる身分証明書及び個人番号が確認できるものがが必要です。

※ 国保への加入の届出が遅れた場合でも、加入資格を得た時点まで遡って加入するため、国民健康保険税も遡って納めていただきますが、その間の医療費は全額自己負担となる可能性があります。

※ 会社等の保険に加入した場合の切り替えの手続きが遅れると、それまでの国民健康保険税をいったん納めていただくこととなります。届出があった時点で税金を再計算して還付することとなります。

●療養の給付

病気やケガで診療を受けるとき、国保の保険証などを医療機関等へ提示すれば医療費の2割～3割（一部負担金）を支払うだけで診療が受けられます。

- ・ 義務教育就学前：2割負担
 - ・ 義務教育修学後から満70歳未満：3割負担
 - ・ 満70歳以上満75歳未満：2割負担
- ※現役並み所得者は3割負担



●国民健康保険税（国保税）

その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を国保税として各世帯に割り当てます。

●国保税の決め方

次の3つの計算方法により、一世帯当たりの国保税を決定します。

◆ 国保税税率（令和6年度） 単位：円

区分	医療	後期支援	介護 (40~64歳)
①所得割	8.70%	2.10%	1.70%
②均等割 (1人)	21,000	4,500	4,400
③平等割 (1世帯)	27,000	9,000	6,800
限度額	650,000	240,000	170,000

※ 所得金額から差し引く額
： 基礎控除額43万円

※ 計算方法：医療分（①+②+③）と後期高齢者支援金分（①+②+③）と介護分（①+②+③）の合計額

※ 所得の低い方は、世帯の所得に応じて国保税（均等割・平等割）の軽減措置が受けられる場合があります。

※ 後期高齢者医療制度に移る75歳以上の方と世帯を同一にする74歳以下の国保被保険者となる方などは、負担が急に増えないよう各種の軽減措置が受けられます。

※ 倒産や解雇などの事業主の都合で離職をした方が国保に加入した場合、国保税の軽減が受けられる場合があります。

●国保税の納め方

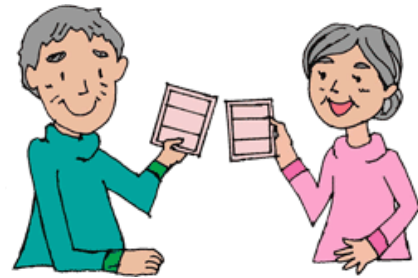
国保税を納めるのは世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税を納付する義務は世帯主にあります。白老町から送付される納付書または口座振替で納付していただきます。

●国保税を滞納すると…

国保税の未払いが長期間続くと保険の給付が受けられなくなったり、医療費を全額自己負担しなければならなくなったりします。

- ① 督促状などの送付
保険証の有効期間が短くなります。
（「短期被保険者証」の交付）
↓
- ② 1年以上滞納すると
「被保険者資格証明書」が交付されます。
医療費の支払いがいったん全額自己負担となります。
↓
- ③ 1年6か月以上滞納すると
保険給付が一時差止められます。
差し止められた保険給付額が滞納した国保税に充てられる場合もあります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員と一定の障害があると認定された65歳以上の方が加入する高齢者の医療制度で、北海道内すべての市町村が加入する広域連合が主体となり、市町村と協力して運営しています。



●手続き

区 分	必 要 な も の
満75歳以上の方	手続き不要 (誕生日の前月までに被保険者証を郵送)
満65歳以上で障害認定を受けるとき	障害の状態がわかる書類(身体障害者手帳等)
北海道外から転入したとき	負担区分の証明書、障害認定証明書 (前住所地の市町村での交付)
北海道内の他市町村から転入したとき	後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方のみ)

●保険証

後期高齢者医療被保険者証が一人ひとりに交付されます。



令和6年度・令和7年度
一人当たりの保険料
(100円未満切捨て、限度額66万円)

均等割額 + 所得割額
57,953円 + (所得額 - 43万円) × 11.79%

※ 所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料の均等割額の軽減措置が受けられる場合があります。

●医療費の負担割合

医療費の自己負担割合は、一般の方は1割または2割負担、現役並み所得者の方は3割負担です。

●保険料

保険料は、全員が納めます。これまで保険料負担のなかった健康保険などの被扶養者だった方も保険料を納めることになります。

●保険料の納め方は

新規加入者や転入者は、半年から1年後に保険料は年金からの天引き(特別徴収)になります。

なお、年金が年額18万円未満の方や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が年金受給額の半分以上を超える方は年金からの天引きはされません。この場合、納付書または口座振替で納めて(普通徴収)いただくことになります。

介護保険制度は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援する制度です。



●加入者（被保険者）

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	満65歳以上の方	満40歳～満64歳以下の医療保険に加入している方
保険給付の 対 象 者	入浴や食事などの日常生活動作で介護が必要になった方	16種類の病気（特定疾病）によって介護が必要になった方
介護保険料の 決 め 方	所得に応じて13段階に設定 白老町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに、住民税の課税状況や前年の所得等に応じて決められます。	加入している医療保険ごとの算出方法によって決定
介護保険料の 納 め 方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額が18万円以上（月額1万5千円以上）の方は原則として年金から天引き（特別徴収） ・ その他の方は、納付書又は口座振替で支払い（普通徴収） ・ 転入された方 年金を受給されている方は、年金から保険料を天引きする特別徴収が原則となりますが、特別徴収が始まるまでに少なくとも6か月の日数を要しますので、それまでは白老町から送付される納付書または口座振替により納付していただきます。 (普通徴収) 	加入している医療保険の保険料と合わせて納付

【保険料・令和6年度～令和8年度】

国の制度改正により、第1段階から第3段階の保険料が軽減されています。（※軽減前保険料）

区 分	対 象 者	年間保険料額（円）
第1段階 (基準額×0.455)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者。 老齢福祉年金を受けていて世帯全員が町民税非課税の場合。 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の場合 	<p>※32,400</p> <p>(公費軽減後 20,300)</p>
第2段階 (基準額×0.685)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の場合 	<p>※48,800</p> <p>(公費軽減後 34,600)</p>
第3段階 (基準額×0.690)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える場合 	<p>※49,200</p> <p>(公費軽減後 48,800)</p>
第4段階 (基準額×0.9)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 	64,200
第5段階 (基準額×1.0)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合 	71,300
第6段階 (基準額×1.2)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の場合 	85,600
第7段階 (基準額×1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合 	92,700
第8段階 (基準額×1.5)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合 	107,000
第9段階 (基準額×1.7)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満 	121,200
第10段階 (基準額×1.9)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満 	135,500
第11段階 (基準額×2.1)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満 	149,800
第12段階 (基準額×2.3)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満 	164,100
第13段階 (基準額×2.4)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上 	171,200

●保険料を滞納すると…

特別の事情がないのに保険料を滞納すると、利用者負担が1割～3割から10割（全額自己負担）と

なり、申請により後で9割～7割分の払い戻しを受けたり、滞納期間に応じて介護保険の給付が制限されたりする措置がとられます。

●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた町で安心して暮らしていけるように、高齢者福祉・保健・介護などの生活に関するさまざまな相談に応じ、高齢者の生活を支えます。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが中心となって、以下のような業務を行っていますので、お気軽にご相談ください。

①総合相談

高齢者のみなさんやご家族、地域住民からの介護の相談や申請、施設・在宅生活の相談など、様々な悩みについての相談・支援にしています。

②権利擁護

高齢者の人権や財産を守るため、成年後見人制度の活用や虐待の防止及び対応、消費者被害に関する相談の対応を行います。

③介護予防、認知症支援

地域ごとに各種教室等を行っています。ご興味のある方、参加してみたい方はお問い合わせください。

名 称	内 容
健康体操	モーニングストレッチ、元気まち体操、ラジオ体操第1・第2、脳トレ、出前講座による勉強会など
ストレッチ教室	ストレッチ
介護予防サロン	健康体操、レクリエーション、脳トレ、健康講話など
認知症カフェ	認知症のご本人とご家族や認知症について理解を深めたい地域の皆さんが、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場を提供
【問い合わせ】白老町地域包括支援センター 82-5560	

●担当地区別支援センター一覧

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
白老町地域包括支援センター	東町4丁目6-7	☎82-5560	大町、川沿、栄町、社台、白老、陣屋、末広、高砂、東町、日の出、本町、緑丘、緑町、森野、若草
地域型在宅介護支援センター 支援センターどんぐり	字萩野310-112	☎83-4240	石山、北吉原、萩野
地域型在宅介護支援センター リハビリ支援センター	字竹浦132	☎87-2600	虎杖浜、竹浦

※高齢者世帯向けに医療・介護のほか、生活支援サービス情報をまとめた「シルバー世代のための暮らし便利帳」の配布も行っておりますので、併せてご覧ください。

●乳幼児等医療費

小学生までの子どもを対象に、医療機関を受診する際の保険適用医療費分について、自己負担の一部を助成する制度です。

○ 対象者

白老町に住民登録のある小学生までの子ども。就学前の子どもは入院・通院、小学生は入院のみを助成します。

○ 申請に必要なもの

健康保険証（対象となる子どもの分）を持参の上、申請手続きを行ってください。



●重度心身障がい者医療費

心身に一定の障がいがある方の医療費について自己負担の一部を助成する制度です。

○ 対象者

白老町に住民登録のある一定の障がいのある方

- ・ 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持している方（内部障がいの場合は 3 級を含みます。）
- ・ 療育手帳の A 判定・精神手帳 1 級を所持している方（精神手帳 1 級をお持ちの方は通院のみを助成します。）

○ 申請に必要なもの

障害者手帳、健康保険証を持参の上、申請手続きを行ってください。



●ひとり親家庭等医療費

母子（父子）家庭の母（父）と扶養している子どもの医療費について、自己負担の一部を助成する制度です。

○ 対象者

母子（父子）家庭の母（父）と 18 歳に達する年度の末日の間にある子ども。また、両親がいない（死亡・行方不明など）、父又は母が重度の障がいがある場合も対象になります。

学生等でひとり親に扶養されている場合は、申請により 20 歳に達する月の末日まで延長できます。

○ 申請に必要なもの

健康保険証（世帯全員分）を持参の上、申請手続きを行ってください。



●子ども医療費

高校生までの子どもを対象に健康保険証を使って医療機関を受診した場合の自己負担分の医療費(医療保険適用分)を助成する制度です。令和6年7月末日までは中学生までが対象です。
所得制限はありません。

○対象者

令和6年8月1日から白老町に住所を有し医療保険に加入している高校生までの子ども。*生活保護受給者及び児童福祉法による施設入所者を除きます。

◇医療費の助成方法①（高校生まで：18歳に達する年度の3月31日まで）

（①乳幼児等医療費、②重度心身障がい者医療費、③ひとり親家庭等医療費、④子ども医療費）

助成の方法	<p>①道内の医療機関では、保険証と受給者証を一緒に提示することで、会計が無料（保険適用分）となります。</p> <p>②道外での受診や受給者証の提示を忘れた場合は、一旦医療機関窓口で自己負担分を支払った後、保護者からの申請により指定の口座へ振り込みをする『償還払い』となりますので、役場又は申請書の取り次ぎを行っている町内郵便局で申請してください。（下記「医療費の助成申請」を参照してください）</p>
助成の開始	申請日（新生児は誕生日、転入者は転入日）からとなりますのでお早めに手続きをしてください。

※ 助成されるのは、いずれも医療保険の適用分です。

※ 日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の助成制度が受けられる場合は対象外となります。

○医療費の助成申請（助成の方法の上記②の場合）

払戻し申請	役場窓口若しくは申請書の取り次ぎを行っている町内郵便局での手続きになります
持参する物	医療機関の領収書（原本）、保護者の通帳、子どもの保険証
払戻し方法	支給決定後に保護者の口座に振込みいたします。
払戻し期限	医療機関を受診した日の翌月から2年以内

※①～④（③・④はコピー添付）を同封した郵送による申請も可能です。

①助成申請書（お子さま1人につき1枚必要です。）、②医療費等の領収書（原本）、③申請者（保護者）の振込口座が分かるもの、④お子さまの健康保険証

◆医療費の助成方法②（上記の医療費の助成方法①に該当しない方）

（①重度心身障がい者医療費、②ひとり親家庭等医療費）

助成の方法	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証を医療機関で提示してください。 受給者証が使用できなかった場合は、役場申請書の取り次ぎを行っている町内郵便局で申請して下さい。 	
助成の開始	申請日（新生児は誕生日、転入者は転入日）からとなりますのでお早めに手続きをしてください。	
本人の負担	住民税課税世帯	1割負担 上限月額 入院：57,600円・通院：18,000円
	住民税非課税世帯	初診時一部負担金のみ (医科：580円・歯科：510円・柔道整復：270円)

※ 助成されるのは、いずれも医療保険の適用分です。いずれも所得制限がありますのでお問合せください。

※ 日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の助成制度が受けられる場合は対象外となります。

●障害者手帳

福祉制度や各種サービスを利用するために必要なものです。

○ 身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度等によって1級から6級までに区分されています。

○ 療育手帳

知的に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度等によってA（重度）又はB（中～軽度）に区分されています。ただし、都道府県によっては手帳の名称や区分表示が異なる場合があります。

○ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度によって1級から3級までに区分されています。

※住所を変更した際には、各種手帳の住所変更手続きが必要となります。

住所変更の手続きに必要なもの

- ① 居住地（氏名）変更届
※ 健康福祉課の窓口にあります。
- ② 障害者手帳
- ③ マイナンバーカード



●障害福祉サービス

障がいのある方が、その障がいの程度の区分により、介護や訓練などの福祉サービスを受けることができます。

福祉サービスを利用するには、支給申請をして支給決定を受ける必要がありますので、ご希望の方はご相談ください。

●その他のサービス

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、補装具費の支給、日常生活用具費の給付などのサービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

※住所を変更した際には、自立支援医療の住所変更手続きが必要となります。

住所変更の手続きに必要なもの

- ① 申請書
※ 健康福祉課の窓口にあります。
- ② 受給者証
- ③ 保険者証のコピー
- ④ 課税証明書
- ⑤ マイナンバーカード※マイナンバーカードの提示ができない場合、それに代わる個人番号が確認できるものがが必要です。
- ⑥ 札幌市又は北海道外から転入してきた方は診断書が必要です

●相談窓口

サービスや福祉制度に関することなど、健康福祉課（白老町総合保健福祉センター）へお気軽にご相談ください。



●健康診査（健診）・各種検診

健診・各種検診については、町ホームページ「白老町健康カレンダー」をご覧ください。
健康福祉課（いきいき4・6）にて配布もしています。

- ① 国保特定健診（40～74歳）
- ② 国保若年者健診（20～39歳）
- ③ 後期高齢者健診（75歳以上）
- ④ 医療保険未加入者（生活保護）の健康診査
- ⑤ 胃がん検診
- ⑥ 大腸がん検診
- ⑦ 肺がん・結核検診
- ⑧ 子宮頸がん検診
- ⑨ 乳がん検診
- ⑩ 肝炎ウイルス検診
- ⑪ エキノコックス症検診
- ⑫ その他オプション検診
- ⑬ 歯周病検診

●予防接種

お子さまの予防接種について未接種のものがあればご相談ください。



「高齢者肺炎球菌予防接種」の該当者で前住所地において未接種の場合はご連絡ください。

●ママサポート119

白老町在住の妊婦さんは、町外の医療機関（産科）を受診しています。事前に登録をしておくことで緊急時に救急車でかかりつけの医療機関に素早い搬送が可能となります。希望される方はご連絡ください。



●子どもの健診

次の健診を実施しています。対象の方へはご案内を送付します。詳しくは、「子育てガイドブック」をご覧ください。

- ① 新生児訪問
- ② 4・7・10・13か月児健診/相談
- ③ 1歳6か月・2歳・3歳児健診/相談
（フッ素塗布同時実施）



●妊産婦の健診等について

妊娠届出時に担当保健師等と面談を行います。母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査等の受診票も交付します。届け出は予約制のため事前にご連絡ください。



（注）既に前住所地において受診券等の交付を受けている方は、再交付しますので、お問合せください。（前住所地での受診券等は使用できません。）

●児童手当

児童手当は、児童の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

○対象者（受給者）

中学校修了前の児童を養育している保護者で次の(1)及び(2)に該当する方（公務員の場合は勤務先から支給されます。）

- (1) 父または母で、世帯の生計維持者
- (2) 白老町に住民登録のある方

○認定請求

児童手当認定請求書に次のものを添えて提出してください。

- (1) 国民年金以外の方は健康保険証のコピーか年金加入証明書（勤務先証明）
- (2) 児童が白老町以外に住民登録がある場合は、その児童の属する世帯全員の住民票（省略無し）またはマイナンバーのわかるもの
- (3) 通帳（振込先（受給者名義）の金融機関・支店・口座種別・口座番号）

※ 申請の翌月からの支給となります。（転入の場合は転出予定日、出生の場合は誕生日から 15 日以内に請求すれば、月をまたがっていても、転出予定日、誕生日の翌月から支給となります。）

○額改定請求（増額・減額）

2人目以降子どもが生まれたら児童手当額改定認定請求書を提出してください。申請の翌月からの増額となります。（出生の場合は誕生日から 15 日以内に請求すれば、月をまたがっていても、誕生日の翌月から増額となります。）

○受給事由消滅

次に該当する場合は、受給事由消滅届を提出

- (1) 児童の生計を維持しなくなった場合
してください。

- (2) 児童を監護しなくなった場合
- (3) 児童が死亡した場合
- (4) 受給者が白老町外へ転出した場合
- (5) 受給者が公務員となった場合

○支給手当額

児童年齢	児童手当月額 (所得制限額未満)	特例給付 (所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満)
3歳未満	15,000円	一律 5,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降 15,000円)	
中学生	10,000円	

※ 第3子以降とは、18歳に達する最初の3月31日までの間にある児童のうち、3番目以降をいいます。

※ 6月・10月・2月の年3回、前月分までの支給対象分を振込します。

※ 所得制限があります。

●児童扶養手当

両親の離婚等により、母又は父と生計を同じくしていない児童の健やかな成長、生活の安定と自立を助けることを目的として支給する手当です。離婚等で、18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの児童を監護している母（父）又は母（父）に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があり制限額を超えるときは、手当の一部又は全部が支給停止されます。

※ 戸籍上母子・父子家庭であっても事実婚・内縁の方や一定額以上の公的年金を受給中の方は受けることができません。

手当額	児童の数	R6手当月額（満額）
	1人	45,500円
	2人	10,750円を加算
	3人以上	1人増毎に6,450円加算

子ども・子育て支援新制度により、保育園・認定こども園を利用するためには支給認定を受ける必要があります。認定区分により利用できる施設が異なります。

●認定区分と利用可能施設

認定区分	対象年齢	利用区分	利用可能な施設
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上	教育を希望する利用	<ul style="list-style-type: none"> 海の子保育園 白老小鳩保育園 白老さくら幼稚園 緑丘保育園
保育認定(2号認定)		保育を必要とする利用 ＊保育認定の要件①から⑩に 該当する世帯	<ul style="list-style-type: none"> 上記4園 町立はまなす保育園
保育認定(3号認定)	生後6カ月以上 満3歳未満		

●保育認定の要件

- ① 月48時間以上就労しているとき
- ② 妊娠・出産のとき（原則前後各8週）
- ③ 保護者の病気や障がいのあるとき
- ④ 親族の常時介護・看護のとき
- ⑤ 災害復旧にあたっているとき
- ⑥ 求職活動（起業準備含む）のとき
- ⑦ 就学（職業訓練校等含む）のとき
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあるとき
- ⑨ 育児休業中で継続利用が必要なとき
- ⑩ ①～⑨に類すると認められるとき

●保育料

3歳～5歳児の保育料は無料です。

0歳～2歳児の保育料は、世帯の住民税額に応じて算定します。

1号認定（教育）及び2号認定（保育）の利用は給食費がかかります。その他、利用する園によって通園バス利用料、教材費等がかかります。

●入園申し込み

(1) 4月1日からの入園

- ① 教育標準時間認定（幼稚園利用）
毎年10月頃から各認定こども園で願書の配布・面接等を行います。
- ② 保育認定（保育園利用）
毎年12月から子育て支援課で受け付けます。（募集日程等は広報12月号でお知らせします。）

(2) 年度途中の入園

- ① 教育標準時間認定（幼稚園利用）
各園で随時受け付けています。
- ② 保育認定（保育園利用）
随時受け付けていますが、原則として各月1日の入所となります。前月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までの申込者を対象に入所調整を行いますので、期日までにお申し込みください。

●町内の保育所・認定こども園

施設名		所在地・電話番号	利用定員	開設時間	時間外延長	
保育所	はまなす保育園	字萩野72-1 ☎83-2271	60人	保育短時間 8:00～16:00	なし	
	海の子保育園	字虎杖浜74-11 ☎87-2481	教育認定 5人 保育認定 30人	保育標準時間 7:30～18:30	あり 19:00まで	
認定こども園	白老小鳩保育園	東町3-1-27 ☎82-2040	教育認定 15人 保育認定 60人		教育標準時間 (認定こども園のみ) 各園で異なります	あり 19:00まで
	白老さくら幼稚園	日の出町3-9-47 ☎82-2640	教育認定 25人 保育認定 40人	なし		
	緑丘保育園	緑丘1-12-1 ☎82-4052	教育認定 10人			あり 18:30まで
			保育認定 40人			

* 各認定区分の開設時間の前後は、保育認定は延長として、教育認定は預かりとして有料で利用することができます。

* 時間外延長保育は申し込みが必要となり、有料です。

●小学校

小学校は、町立の白老小学校、萩野小学校、竹浦小学校、虎杖小学校の4校があります。

① 入学

入学通知は、毎年1月末日までに該当される保護者の方へ送付します。

入学の前年には、教育委員会が実施する就学時健康診断を必ず受けてください。

② 転入学手続き

町民課で転入の手続きを済ませた後、教育委員会へ届け出てください。

白老町では、居住地により通学する学校を指定しており、原則として通学区以外への学校へは通学できません。ただし、やむを得ない事情があり、指定された学校以外への通学を希望する場合は、「区域外通学」等の申請が認められる場合がありますので、教育委員会へご相談ください。

③ スクールバス

平成28年4月から社台小学校・白老小学校・緑丘小学校三校の学校統合により旧緑丘小学校の校舎へ通学することになり、社台地区の児童の通学にはスクールバスが運行されています。詳細は、教育委員会又は担任教諭にご確認下さい。



●町内の小学校

小学校名		所在地	電話番号	通学区域
公立	白老小学校	緑丘3-1-1	☎82-2010	社台・白老地区、石山地区の一部
	萩野小学校	字萩野286	☎83-2106	萩野・北吉原地区、石山地区の一部
	竹浦小学校	字竹浦198-8	☎87-2118	竹浦地区
	虎杖小学校	字虎杖浜174	☎87-2009	虎杖浜地区

●中学校

中学校は、町立の白老中学校と白翔中学校の2校があります。

① 入学

入学通知書を、教育委員会から毎年1月末日までに小学校6年生全員の保護者の方へ送付します。

② 転入学手続き

町民課で転入の手続きを済ませた後、教育委員会へ届け出てください。

白老町では、居住地により通学する学校を指定しており、原則として通学区域以外の学校へは通学できません。ただし、やむを得ない事情があり、指定された学校以外への通学を希望する場合は、「区域外通学」等の申請が認められる場合がありますので、教育委員会へご相談ください。

③ スクールバス

平成25年4月から萩野中学校・竹浦中学校・虎杖中学校三校の学校統合により旧萩野中学校の校舎へ通学することになり、竹浦・虎杖浜地区の生徒の通学・クラブ活動にはスクールバスが運行されています。詳細は、教育委員会又は担任教諭にご確認下さい。

●町内の中学校

中学校名		所在地	電話番号	通学区域
公立	白老中学校	東町5-3-1	☎82-2026	社台・白老地区、石山地区の一部
	白翔中学校	字萩野286	☎83-2302	萩野・北吉原・竹浦・虎杖浜地区、石山地区の一部

●高等学校

白老町内には北海道立の白老東高等学校と私立の北海道栄高等学校があります。入学・転入等の手続きについては直接それぞれの学校へ照会ください。

●町内の高等学校

高等学校名		所在地	電話番号
公立	北海道立白老東高等学校	日の出町5-17-3	☎82-4280
私立	学校法人京都育英館 北海道栄高等学校	緑丘4-676	☎82-2185

●児童館

白老美園団地内と萩野地区の2か所に児童館を設置しています。各児童館には児童厚生員が配置されており、児童と一緒に本を読んだり、ゲームをしたりさまざまな遊びを楽しむことができます。

- 対象年齢 … 乳幼児から18歳未満
(就学前の児童は保護者同伴)
- 開設時間 … ①11時から12時
②13時から17時

- 休館日…①年末年始日(12月29日から1月3日)
②萩野児童館 毎週火曜日
③その他町が必要と認める日

●町内の児童館

館名	所在地	電話番号
美園	川治2-5-24	☎82-4376
萩野	字北吉原350-2	☎83-4922

●放課後児童クラブ

就労などにより昼間に保護者が不在となる家庭の小学1年生から小学6年生までの児童に放課後児童クラブでは遊びの場や生活の場を提供しています。

- 対象児童 … 保護者が次の理由により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童
 - ① 就労のため
 - ② 就学中のため
 - ③ 病气療養や障害のため
 - ④ 家族の看護・介護のため

- 入会手続
児童クラブに入会を希望される方は、児童クラブ申込書と雇用証明書を提出してください。

- 負担金 … 1人・月額2,000円

- ※ 同一家庭・2人以上の児童が入会した場合は、2人目以降は児童1人につき1,000円です。
- ※ 生活の状況により減免する規定がありますので詳しくは担当課にお問合せ下さい。
- ※ 負担金の他に傷害保険の加入や児童クラブ保護者の会の負担があります。

- 開設日・開設時間

開設日	開設時間
月曜日～金曜日	下校時～18時30分
土曜日	8時～17時
長期休業期間	8時～18時30分 (土曜日は17時まで)

- ※ 日曜日、祝祭日、年末年始日、その他白老町が認めた日は開設していません。

●町内の放課後児童クラブ

児童クラブ名	設置場所	住所	電話番号
白老第1児童クラブ(1・3・5年生)	白老小学校内	緑丘3-1-1	☎080-3478-8561
白老第2児童クラブ(2・4・6年生)			☎080-4626-5449
萩野児童クラブ	萩野小学校内	字萩野286	☎080-9713-9718
竹浦児童クラブ	竹浦小学校内	字竹浦198-8	☎080-4596-3532
虎杖浜児童クラブ	旧教員住宅	字虎杖浜74-11	☎080-3478-8336

●ごみの出し方

家庭ごみは、各町内会等で管理しているごみステーションへ出していただくことで、収集日に収集を行います。収集日は「白老町家庭ごみ収集カレンダー」（毎年3月に全戸配布）へ記載していますのでご確認ください。

なお、ごみステーションの場所は、各町内会役員等（アパートの方は大家さん）へご確認ください。燃えるごみ、燃えないごみは、必ず町指定袋（有料）で出してください。

●町指定ごみ袋料金

区分	大きさ	販売価格
・燃えるごみ (青色の袋)	10 ㍓	100 円/5 枚
	20 ㍓	200 円/5 枚
・燃えないごみ (黄色の袋)	30 ㍓	300 円/5 枚
	40 ㍓	400 円/5 枚
・粗大ごみ等	処理券	160 円/1 枚

※町内の販売店でお求めください。

●資源ごみ・燃料ごみの分別収集

資源ごみと燃料ごみの分別収集を実施しています。リサイクルの推進にご協力ください。地区別の収集日は、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

○ 資源ごみ

- ① 缶類（アルミ・スチール缶）
- ② びん類
- ③ ペットボトル



○ 燃料ごみ

- ① 汚れていない紙類
- ② 汚れていないやわらかいプラスチック類

※ 資源ごみ・燃料ごみは無料です。透明又は半透明の袋で出してください。

●粗大ごみ

粗大ごみは個別収集になりますので、指定業者に電話で申し込みしてください。

株式会社 白老清掃 TEL82-2319

●ごみ収集カレンダー

見本

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）

分別方法はウツワ

白老町家庭ごみ収集カレンダー

○収集日の朝8時までにごみステーションに出してください。
○日曜日及び年末年始(12/30~1/4)は収集しませんのでご注意ください。(祝日は平常通り収集します)
○ごみ袋は収集作業に支障が出ない重さ(10kg以内)にしてください。(10kgを超えるとは収集できません)
○ごみ袋はヒモでしばらず袋自体でしばって排出してください。
○ごみは地区のごみステーションへ出すが、環境衛生センターへ自己搬入してください。
環境衛生センター 字白老778-17 (電話82-3567) 平日9時~16時30分、土曜9時~12時、休み:日曜・祝日及び年末年始(12/30~1/4)

★燃やせるごみ(袋:青色)、燃料ごみ・紙おむつ類(袋:透明、半透明)の収集日(週2回)

曜日	月・木	火・金
地区名	石 山 竹浦鉄南 萩 野 虎 杖 浜 北 吉 原	社 白 台 老 竹浦鉄北

(注) 燃料ごみ・紙おむつ類も収集日は同じです。ごみは中身の見える袋に入れて排出してください。
紙おむつ類は排出の順、中身の見える袋におむつと記入してください。

★燃やせないごみ(袋:黄色)、有害ごみ(袋:透明、半透明)の収集日(月1回)

地区名	回	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本町・末広町・練馬・若草町 川沿・栄町・陣屋・練馬	第1水曜日	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
石山・増田区・増田・増田 増田・大平沼地・萩野石山 萩野前浜・萩野大町・東萩野 北吉原	第2水曜日	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
竹浦地区全地域 虎杖浜地区全地域	第3水曜日	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
社・台・日の出町 東町・大町・高砂町	第4水曜日	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26

(注) 有害ごみも収集日は同じです。ごみは中身の見える袋に入れて有害と記入して排出してください。

★資源ごみの収集日(月2回)※透明、半透明の袋で出してください

地区名	回	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社・台・日の出町	第2-4木	11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13
本町・末広町・練馬・若草町	第2-4月	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
東町・大町・高砂町	第1-3木	4	2	6	4	1	5	3	7	5	-	6	6
川沿・栄町・陣屋・練馬	第1-3月	18	16	20	18	15	19	17	21	19	16	20	20
石山(東萩野を除く) 増田区・増田・増田 大平沼地・萩野石山 萩野前浜・萩野大町・東萩野	第1-3水	3	1	5	3	7	4	2	6	4	-	5	5
北吉原地区全地域	第2-4金	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14
竹浦鉄北(鉄道より山側)	第2-4水	26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	28
竹浦鉄南(鉄道より海側)	第1-3火	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
虎杖浜地区全地域	第2-4火	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

★粗大ごみの収集→ごみ処理券(ゴミ袋販売店で購入) 株式会社 白老清掃
※電話による申し込みが必要です。 TEL:82-2319
※収集日は申込時にお知らせします。(戸別収集)

【ごみに関するお問い合わせ先】生活環境課 TEL:82-2265

「ごみ分別辞典」はお手元においてゴミ分別にお役立てください。「ごみ収集カレンダー」は家族みんなが見える所にお貼りください。

●リサイクル事業

白老町では、小型家電、古着・古布、廃食用油の三品目について資源の有効活用とごみの減量を図るためリサイクル事業を実施しています。回収は、町内の公共施設に専用回収ボックスを設置していますので自己搬入してください。

① 小型家電リサイクル

家庭で不用になった家電製品を無料で回収します。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは回収できません。

▶ 回収ボックス設置場所（7箇所）

- ① 役場庁舎
- ② 白老コミセン
- ③ いきいき4・6
- ④ 白老環境衛生センター
- ⑤ 北吉原はまなすスポーツセンター
- ⑥ 竹浦生活館
- ⑦ 虎杖浜生活館

② 古着・古布リサイクル

古着・古布は工業用ぞうきん（ウエス）として再利用され、ウエスに適さないものは中古衣類として再利用されます。汚れたもの、作業服、皮革衣料品、カバンなどは回収できません。

▶ 回収ボックス設置場所（7箇所）

- ① 役場庁舎
- ② 北吉原はまなすスポーツセンター
- ③ 竹浦生活館
- ④ 虎杖浜生活館
- ⑤ 白老コミセン
- ⑥ いきいき4・6
- ⑦ 白老環境衛生センター

③ 廃食用油リサイクル

廃食用油からBDF（バイオディーゼル燃料）ができます。ペットボトル等に入れて出してください。

▶ 回収ボックス設置場所（8箇所）

- ① 役場庁舎（生活環境課）
- ② 北吉原はまなすスポーツセンター
- ③ 竹浦生活館
- ④ 虎杖浜生活館
- ⑤ 白老コミセン
- ⑥ いきいき4・6
- ⑦ 総合体育館
- ⑧ スーパーくまがい

※ リサイクル事業において、回収できるものと、回収できないものがありますので「ごみ分別辞典」をご覧ください。

※ 燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、回収できないごみの区分がわからない時やはっきりしない時は、「ごみ分別辞典」をご覧ください。



●飼い犬の転入届

前の住所地で登録をしていた犬と一緒に白老町に転入する場合は、飼い犬の転入届（登録事項変更届）を提出してください。

● 手続きに必要なもの（登録事項変更）

- ・ 登録事項変更届
- ・ 前住所地で交付された鑑札

※ 前の住所地で交付された鑑札と引き替えに白老町の鑑札を交付し、白老町の台帳に登録します。鑑札を紛失している場合は、再交付の取扱いとなりますので、再交付手数料（1,600円）が必要となります。

前住所地で登録していない場合または新たに犬を飼い始める場合は、新規での登録が必要となります。

● 手続きに必要なもの（新規登録）

- ・ 犬の登録申請書
- ・ 登録手数料（3,000円）

※ 狂犬病予防法により、犬の飼い主には飼い犬の一生に1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

●上水道

① 新たに水道を使うとき

新たに水道を使うときや休止中の水道の利用を再開されるときは、上下水道課へ使用開始の連絡が必要です。

② 水道の使用を中止するとき

引っ越しなどで水道の利用を中止するときは上下水道課へご連絡ください。届出がないと水道を使用されていなくても基本料金がかかります。

「水栓番号」、「住所・名前」、「引っ越し日」「転居先」等をお知らせください。

③ その他の変更

上下水道課へご連絡ください。

- ・ 名義を変えるとき
- ・ 納付書の送付先を変えるとき
- ・ 料金の支払方法を変更するとき

④ 水道の故障・漏水

漏水の確認は、水道メーターの「パイロット」をご覧ください。

ご家庭の蛇口をすべて閉めた状態で「パイロットマーク」が点滅していたら、どこかで漏水しているおそれがあります。漏水の調査・修理は、白老町指定給水装置工事事業者にご連絡ください。

(費用は個人負担となります。)

※ 道路などの漏水を発見した場合は上下水道課にご連絡ください。



⑤ 水道工事を行うとき

法令により町内の水道工事（新設・修理・撤去等）は、白老町指定給水装置工事事業者が行う必要があります。

水道工事を行う場合は、必ず白老町指定給水装置工事事業者にご依頼ください。



⑥ 水道料金の支払方法

水道料金の支払方法は、納付書または口座振替のどちらかとなります。納付書払いの方は、役場指定金融機関派出所・町が指定する金融機関・コンビニでの支払いとなります。

口座振替を希望される場合は、町指定金融機関または上下水道課へ口座振替申込書を提出してください。

◆ 業務時間

水道の給水開始・停止及びその他の変更手続きは、役場の業務時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に上下水道課へご連絡下さい。

業務時間外及び土・日曜日、祝祭日、年末年始日は対応できませんので、早目の連絡をお願いいたします。

【白老町指定給水装置・排水設備工事事業者】

事業者	住所	電話
株式会社 北洋公管	若草町 1-2-20	☎82-5959
(株) 太陽	字石山 7-53	☎83-6666
(株) 新田工業	川沿 2-448	☎82-2814
(有) 和光商事	字萩野 310-1	☎83-3268
タカ・ライカイト (有)	字竹浦 201-165	☎87-4700
村上設備	字竹浦 62-7	☎87-3419

※ 白老町外の市町村で営業する事業者も指定されていますので、詳しくは白老町のホームページでご確認ください。

●下水道

① 排水設備工事を行うとき

排水設備工事（新設、増改築等）を行う場合は、必ず白老町指定排水設備工事業者にご相談ください。



② 下水道の正しい使い方

下水道は、皆様の生活環境をより良くするための公共の財産です。

下水を流すときには、故障の原因となるような物を流さないように、一人ひとりが注意して、正しく使用しましょう。

【下水道使用上の注意事項】

- ・トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようにしましょう！
- ・台所では、生ごみや廃油を流さないようにしましょう！
- ・天ぷら油等の廃油は、凝固剤で固めたり、新聞紙で吸い取り、燃えるゴミとして出しましょう！
- ・その他有害物質や引火の恐れがあるもの等を流さないようにしましょう！

●下水道使用料金

ご家庭や事業所から排出された汚水は、下水道管を通して下水処理場に集められ、きれいな水にして海や川へ戻します。

このために、下水処理場の運転経費や、下水道管の清掃・修繕経費およびその建設費の一部として負担していただくのが下水道使用料です。

※下水道使用料は、下表のとおり、水道の使用水量に応じてかかります。水道料金と一緒に毎月25日までに納めていただきます。

●水道料金・下水道使用料

(令和元年11月請求分から適用)

水 道 料 金								下 水 道 使 用 料				
水量	口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	水量	用途	一般家庭用	業務用
	基本料金	基本水量なし	-	-	-	3,410円	6,930円	10,230円		25,080円	基本料金	基本水量なし
基本料金	5m ³ まで	1,100円	1,100円	1,100円	-	-	-	-	基本料金	使用水量5m ³ まで	-	-
	8m ³ まで	1,375円	30m ³ まで 1,375円	30m ³ まで 1,375円	-	-	-	-		使用水量8m ³ まで	1,768円	2,393円
従量料金	0～100m ³	-	-	-	1m ³ につき 165円	1m ³ につき 165円	-	-	従量料金	9～50m ³	1m ³ につき 221.1円	-
	0～500m ³	-	-	-	-	-	1m ³ につき 176円	1m ³ につき 176円		51m ³ 以上	1m ³ につき 299.2円	-
	9～100m ³	1m ³ につき 165円	1m ³ につき 165円	1m ³ につき 165円	-	-	-	-		9～100m ³	-	1m ³ につき 299.2円
	101～500m ³	1m ³ につき 176円	1m ³ につき 176円	1m ³ につき 176円	1m ³ につき 176円	1m ³ につき 176円	-	-		101m ³ 以上	-	1m ³ につき 357.5円
	501m ³ 以上	1m ³ につき 198円	1m ³ につき 198円	1m ³ につき 198円	1m ³ につき 198円	1m ³ につき 198円	1m ³ につき 198円	1m ³ につき 198円		(表示金額すべて税込み)		

●位置・地勢

白老とは、アイヌ語で「虻（あぶ）の多いところ」と言う意味の言葉「シラウオイ」からきたと言われています。白老町は、北海道の南西部、胆振総合振興局管内のほぼ中央に位置し、南は太平洋に臨み、北には伊達市（大滝区）、東には苫小牧市、西には登別市に隣接しています。

東西 28.0 km、南北 26.4 km、面積は 425.64K㎡で、その 74.1%を森林が占め海、川、山、森と様々な自然にあふれたのどかな町です。



●気 候

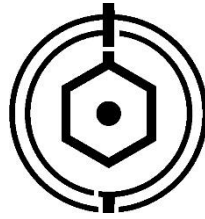
北海道の冬といえば豪雪地帯を想像しますが、白老町は穏やかな海洋性気候で一年を通じて平均気温 8.7℃と比較的温暖な気候に恵まれています。

夏は涼しく、冬季の積雪量も極めて少なく、年間最深積雪量は平成 27 年では 11 cm（昭和 60 年 3 月の 70 cmが過去の記録）、平年でも 20 cm前後と北海道で最も降雪の少ない地域です。

●人 口

令和 4 年 3 月末の住民基本台帳の人口は、15,876 人(男性 7,542 人、女性 8,334 人)、9,283 世帯の町です。年齢別人口は、14 歳以下の年少人口 1,041 人 (6.5%)、15 歳から 64 歳までの生産人口 7,423 人(46.8%)、65 歳以上の高齢人口 7,412 人 (46.7%) となっています。

●町 章



白老の「白」と片仮名の「オイ」とを組合せて図案化したもので、円心は町民の「団結」を象徴したものであり、「◎」の六角は農林業・水産業・工業・商業・観光その他の全産業が力強く伸び豊かな町民生活が具現することを希求し、二重の円形は町民の連帯による「平和」と「文化の発展」を表現したもので、上部中央の突出部は、本町が未来永久に繁栄することを意味しています。

●町の木・花



ナナカマド
(昭和 52 年制定)



エゾヤマハギ
(昭和 53 年制定)

●姉妹都市



CITY OF
QUESNEL

- ① カナダ国ブリティッシュコロンビア州
ケネル市

ケネル市はバンクーバー市の北約 670 kmにある小都市。同市に旧大昭和製紙の関連企業があったことが縁で両市町を結びつけるきっかけとなりました。昭和 56 年 7 月に国際姉妹都市盟約を結んで以来、青少年派遣交流事業などを通じて子どもたちを中心に相互理解を深め、国際感覚を育てています。



ケネル市青少年派遣交流事業



② 宮城県仙台市

歴史的に深いつながりを持つ仙台市とは、昭和56年5月に歴史姉妹都市の提携を結んで以来、姉妹都市交流、スポーツ交流、青少年や高齢者の相互間交流などを進めています。仙台市の有名な七夕飾りや歴史的文化財の展示など、共通の歴史をもとに、人づくりやまちづくりに生かしています。



仙台市歴史にふれる旅



仙台市との少年スポーツ交流

③ 青森県つがる市



白老町は平成3年に青森県森田村と姉妹都市の提携を結んで以来、りんご狩りツアーやイベントにおける物産交流、さらにはお互いの歴史・文化を学ぶ歴史にふれる旅など、活発な交流を行ってまいりました。森田村は平成17年2月に近隣4町村と合併し、「つがる市」として新たなスタートを切り、同年7月31日に「つがる市」と姉妹都市提携を行い、一層の友好関係を築いていくことになりました。



つがる市りんご狩りツアー



つがる市特産品即売会

●自然・景勝地

(1) 倶多楽湖（クッタラ）

2001年に水質の湖沼部門で日本一になったこともある日本有数の透明度を誇る湖です。

支笏洞爺国立公園特別区域内にあり、登別市側から行くことができます。



(3) 萩の里自然公園

白老町のちょうど真ん中に位置し、公園の中には、樽前山や太平洋を一望できる展望デッキや、通称「ケネルハウス」と呼ばれるセンターハウスがあるほか、自然散策やウォーキングを楽しむことができます。



(2) アヨロ海岸

アヨロ海岸付近は、アイヌ語でオソロコツ（神様の尻もちの跡）やカムイミントル（神々が遊ぶ庭）など多くのアイヌ語地名がある地域であり、縄文文化期からの遺跡も多数発見されているなど風景だけではなく文化的にも大変貴重な海岸です。



(4) ポロト湖、ポロトの森

白老地区にポロト湖とポロトの森があります。周辺では、夏はサイクリングやカヌー、冬はワカサギ釣りなど、季節によってさまざまな楽しみ方ができます。またポロトの森はウォーキングコースのほか、キャンプ場も人気です。



●特産品

白老町には、豊かな自然が生んだ様々な特産品があります。

(1) 白老牛

全国的にも高い評価を受けている白老牛は、平成19年に「白老牛」として商標登録され、地域ブランドとして全国展開を図り様々な商品開発を行っています。

平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットや、平成27年10月に開催されたイタリア・ミラノ国際博覧会「北海道の日」でも振る舞われ、世界のVIPから高い評価をいただきました。上質な肉質は霜降りもバランスが良く、最高の黒毛和牛です。



(2) 虎杖浜たらこ

白老牛に並ぶ有名ブランドとしては「虎杖浜たらこ」もあります。大正時代から虎杖浜地域でつくられてきたたらこで、冬の前浜でとれたスケトウダラを新鮮なうちに加工し、きめ細やかな質感のある粒々は、確かな品質が認められ贈答品としても親しまれています。



この他にも、椎茸、卵、毛ガニ、マツカワ、ホッキなど、白老では様々な特産物が生産されています。

(3) 競走馬

白老は競走馬の生産地としても有名です。これまで様々なレースで入賞経験のある競走馬を数多く輩出しています。

また、各競馬場で数々のレースで活躍した名馬が、のんびりと余生をファームで送っています。



●文化施設

(1) ウポポイ (民族共生象徴空間)

ウポポイは、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、慰霊施設から構成されており、アイヌ文化の復興・発展、国内外へ広くアイヌ文化の理解促進を図るためのナショナルセンターです。



(公財) アイヌ民族文化財団 提供

(2) 仙台藩白老元陣屋資料館

白老町の歴史を学ぶ施設として、「仙台藩白老元陣屋資料館」があります。「仙台藩」が遺した、江戸時代当時の文化や風習がわかる様々な展示を行っています。資料館手前に広がる「陣屋跡」は国の史跡になっており、春になると桜が咲き誇り、花見を楽しむこともできます。



●温泉 白老の温泉

白老の社台から石山地区には、茶褐色のお湯が特徴の世界的にも珍しいモール温泉が多く湧出しています。

また、虎杖浜温泉は化粧水いらすとと言われるほど、肌にやさしい優れた泉質と豊富な湯量が特徴です。平成24年には「源泉かけ流し宣言」も行っています。日帰り温泉施設も充実しており、観光客はもちろん、地元の人達も多く利用しています。



虎杖浜温泉イメージ
キャラクター「ゆたら」

●行政機関

所属課	名称	所在地	電話番号
生活環境課	環境衛生センター	字白老 778-17	☎82-3567
	白老霊園	字白老 816	☎82-5340
	白老葬苑	字白老 820-1	☎82-3451
子育て支援課	子ども発達支援センター ひだまり	字萩野 283-3 萩野小学校内	☎83-3700
経済振興課	白老港港湾管理事務所	字石山 335	☎84-2200
上下水道課	浄水場	字白老 807	☎82-2887
	下水終末処理場	高砂町 4-436	☎82-2815
消防本部	消防本部・消防署	石山 20-24	☎83-1119
	消防署西部出張所	虎杖浜 13-1	☎87-4202
学校教育課	しらおい食育防災センター	字石山 68-31	☎84-1231

●公共施設

区分	名称	住所	電話番号
公民館	白老町中央公民館・白老町コミュニティセンター	本町 1-1-1	☎85-2020
	萩野公民館	字萩野 74-4	(注2) 下段参照
	北吉原ふれあいプラザ	字北吉原 200-57	☎83-5565
	竹浦コミュニティセンター	字竹浦 198-27	(注2) 下段参照
	虎杖浜公民館	字虎杖浜 13-1	(注2) 下段参照
	社台生活館	字社台 92-1	(注) 下段参照
生活館	白老中央生活館	大町 3-7-14	(注) 下段参照
	白老生活館	高砂町 2-3-36	(注) 下段参照
福祉館等	川治生活館	川治 2-4-20	(注) 下段参照
	萩野生活館	字萩野 310-117	(注) 下段参照
	北吉原本町生活館	字北吉原 86-17	(注) 下段参照
	竹浦生活館	字竹浦 198-27	(注) 下段参照
	虎杖浜生活館	字虎杖浜 65-1	(注) 下段参照
	緑丘福祉館	緑丘 2-2-10	☎82-5358
	飛生福祉館	字竹浦 520	
	白老町総合保健福祉センター	東町 4-6-7	☎82-5541

(注) 問い合わせ先 …… 役場政策推進課アイヌ政策推進室 ☎82-7739 まで

(注2) 問い合わせ先…教育委員会生涯学習課 ☎85-2020 まで

●公共施設

区分	名称	住所	電話番号
文化 スポーツ 施設等	町立図書館	本町 1-1-3	☎82-3000
	しろおい創造空間「蔵」	本町 1-7-5	☎85-3101
	高齢者学習センター	東町 3-13-1	☎82-2154
	ポロトビシターセンター	字白老	☎85-2005
	菽の里自然公園センターハウス	字菽野 316-1	☎84-2222
	仙台藩白老元陣屋資料館	陣屋町 681-4	☎85-2666
	総合体育館・柔剣道場	本町 1-1-2	☎82-2045
	桜ヶ丘公園テニスコート	緑丘 4-635	(注) 下段参照
	桜ヶ丘公園町営野球場・陸上競技場	緑丘 4	(注) 下段参照
	町民温水プール	緑丘 4-636	☎82-5813
	北吉原はまなすスポーツセンター	字北吉原 86-1	☎83-2438
	白老駅北観光インフォメーションセンター	若草町 1-1-21	☎82-2216

(注) 問い合わせ先 総合体育館 ☎82-2045

●医療機関

区分	名称	住所	電話番号
病院 診療所	白老町立国民健康保険病院	日の出町 3-1-1	☎82-2181
	生田医院	字菽野 73-9	☎83-4126
	北海道リハビリテーションセンター診療所	字竹浦 133	☎84-1905
歯科	駅前歯科	大町 2-3-12	☎88-0621
	柏村歯科クリニック	栄町 1-15-15	☎82-4141
	西谷歯科医院	本町 1-9-28	☎82-3933
	GO歯科クリニック	本町 1-12-31	☎85-5000
	すすき歯科	川沿 1-3-42	☎82-4411
	菽野歯科診療所	字菽野 42-1	☎83-3001
	こんの歯科	字虎杖浜 47-12	☎87-4180

お知らせ

令和7年5月 町立病院が新しくなります

新病院正面



2F 外来待合



3F 病室（4床室）



現在の町立病院は昭和41年に建設されたもので、築58年が経過しています。施設の老朽化が著しく、耐震上の課題が懸念されているため、令和5年9月から新病院の改築に着手しており、令和7年5月に町立病院が新しくなります。

■新病院の概要

地名地番	白老町日の出町3丁目46-1の内,50-4,44-63の内		敷地面積	(病院建設敷地)14,815.87㎡	
主要用途	病院(40床)、介護医療院(19床)		診療科目	内科、整形外科(外科)、小児科、出張医による専門外来	
構造・階数	鉄筋コンクリート造(耐震構造)、地上4階(高さ16.268m)		施設面積	(建築面積)2,580.21㎡、(延べ面積)7,005.18㎡	
階別概要	階	床面積	主要諸室		
	4階	337.23㎡	機械室、屋上避難テラス		
	3階	1,961.59㎡	病棟、介護医療院、リハビリ室、リハビリテラス		
	2階	2,126.15㎡	エントランスデッキ、外来、救急、健診、検査、レントゲン、薬剤、給食、事務、医局、会議室		
1階	2,580.21㎡	駐車場、ゴミ庫、物品庫、機械室、霊安室			
駐車台数	外来用67台、発熱外来用4台、ピロティ内19台(※1) 計90台			駐輪台数	12台

(※1) ピロティ 1階部分が柱だけで構成された吹き放しの空間のこと